

議案第40号

日野町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月14日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

日野町いじめ問題調査委員及び日野町いじめ問題検証委員の職を追加する。

### 2 改正内容

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、日野町いじめ問題調査委員会を設置することにより委員報酬を追加する。及び、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定に基づき、日野町いじめ問題検証委員会を設置することにより委員報酬を追加する。

報酬については、弁護士等である委員については西部町村の報酬額に準じ、その他の委員については町各種委員会委員報酬額に準ずる。

### 3 附則

公布の日から施行

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																			
別表（第2条関係）報酬		別表（第2条関係）報酬																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">略</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">日野町スポーツ指導員</td> <td>〃 300,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日野町いじめ問題調査委員</td> <td>弁護士等(弁護士又は医師若しくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。)である委員</td> <td>日額 12,600円</td> </tr> <tr> <td>委員(弁護士等である委員を除く。)</td> <td>日額 3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日野町いじめ問題検証委員</td> <td>弁護士等(弁護士又は医師若しくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。)である委員</td> <td>日額 12,600円</td> </tr> <tr> <td>委員(弁護士等である委員を除く。)</td> <td>日額 3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の特別職</td> <td>月額 180,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬額	略			日野町スポーツ指導員		〃 300,000円	日野町いじめ問題調査委員	弁護士等(弁護士又は医師若しくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。)である委員	日額 12,600円	委員(弁護士等である委員を除く。)	日額 3,000円	日野町いじめ問題検証委員	弁護士等(弁護士又は医師若しくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。)である委員	日額 12,600円	委員(弁護士等である委員を除く。)	日額 3,000円	その他の特別職		月額 180,000円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">略</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">日野町スポーツ指導員</td> <td>〃 300,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の特別職</td> <td>〃 180,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬額	略			日野町スポーツ指導員		〃 300,000円	その他の特別職		〃 180,000円以内
職名		報酬額																																			
略																																					
日野町スポーツ指導員		〃 300,000円																																			
日野町いじめ問題調査委員	弁護士等(弁護士又は医師若しくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。)である委員	日額 12,600円																																			
	委員(弁護士等である委員を除く。)	日額 3,000円																																			
日野町いじめ問題検証委員	弁護士等(弁護士又は医師若しくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。)である委員	日額 12,600円																																			
	委員(弁護士等である委員を除く。)	日額 3,000円																																			
その他の特別職		月額 180,000円以内																																			
職名		報酬額																																			
略																																					
日野町スポーツ指導員		〃 300,000円																																			
その他の特別職		〃 180,000円以内																																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。